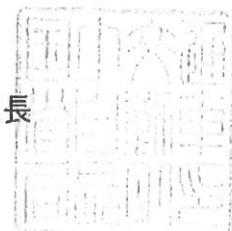


国 自 安 第 7 0 号  
平成 2 8 年 6 月 2 9 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



### バス運転者の飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

平成 2 7 年 1 1 月、奈良県において、運行前点呼によりアルコールが検出された運転者による運行があり、また、平成 2 8 年 1 月、同バス事業者において、アルコール検知器を使用せず運行前点呼を行い運行させ、運行終了時の点呼においてアルコールが検出されるという事案が発覚し、平成 2 8 年 6 月 2 7 日付けで行政処分を行ったところである。

本年 5 月 3 1 日に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で、多くの人命を預かる乗合バス事業において飲酒運転が行われたことは、輸送の安全に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾である。

点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底や運転者に対する日常的飲酒に関する指導・監督の確実な実施等について、飲酒運転防止等法令遵守の更なる徹底を図られるよう、改めて貴会傘下会員に対し、周知されたい。

(参考)

「アルコール健康障害対策推進基本計画」(平成 2 8 年 5 月 3 1 日閣議決定)

#### IV 基本的施策

##### 1. 教育の振興

##### (3) 職場教育の推進

○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。



# 飲酒運転防止対策マニュアル

平成14年10月10日 策定

平成18年 1月20日 改定

平成23年 4月27日 改定

公益社団法人 日本バス協会

## 1. 飲酒運転防止対策の検討・推進体制の整備及び周知徹底方策

- ◎ 飲酒運転防止対策を多角的に検討・推進する委員会等を整備し、組織的な防止活動の展開を図る。
- ◎ 経営責任者等は、定期的に運行管理者に「マニュアル」の確実な実施について直接指導を行う。
- ◎ 担当役員等は、点検デー・確認デーを設置するなど積極的に現場に赴き、飲酒運転防止の重要性を指導するとともに、点呼状況の確認等を行う。
- ◎ 運行管理者は、「マニュアル」を確実に実施することとし、特に点呼を厳正に行うとともに、飲酒に係る生活指導を徹底する。

## 2. 職員・家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施

- ◎ 道路交通法・道路運送法等関係法規や、飲酒による影響・弊害等を再認識させるための資料作成・研修等を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに職員に必要な対策等の提言を求める。
- ◎ 飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について、家族への協力要請を積極的に実施する。
- ◎ 飲酒による影響・弊害等を認識させるため、専門医療機関等との連携を強化する。
- ◎ 労働組合との協力体制を強化する。

## 3. 飲酒に関する規制の強化

- ◎ 出勤時に酒気帯びとなるような飲酒を禁止する。
  - ・ 勤務時間前8時間は飲酒を厳禁とする。
  - ・ 飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する。
  - ・ 行先地及び宿泊地における飲酒を禁止する。
  - ・ 同乗運転者及びバスガイドについても同様とし、相互にチェックを行うものとする。
  - ・ 事業用施設内での一切の飲酒を禁止する。
- ◎ 飲酒運転に対する懲戒処分を強化する。

## 4. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握

- ◎ 管理者による個別面談を定期的実施する。また、健康診断結果による肝機能の状況や風評等を積極的に活用し、運転者個々の飲酒実態を把握する。
- ◎ 運転記録証明書を実態把握に積極的に活用する。

- ◎ 飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに、専門医によるカウンセリング、治療等適切な処置を講じる。

## **5. 厳正な点呼及び飲酒チェックの実施**

- ◎ アルコール検知器を営業所ごとに導入し、厳正な点呼に使用する。
- ◎ アルコール検知器が常時有効に保持されるよう、故障の有無を日常的に確認する。また、点呼簿に、アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存する。
- ◎ 出庫時(中休後の出庫も含む)・帰庫時の点呼を電話で行うことは許されず、夜間・早朝においても対面によるアルコール検知器を用いた点呼を確実に実施して飲酒の有無を確認する。
- ◎ 点呼内容を充実・強化する。
  - ・ 点呼執行者と運転者との物理的距離(起立位置・足型表示等)の見直しを行い、呼気確認の容易化を図る。
  - ・ 勤務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を、運転者から自発的な報告が行われるよう徹底する。
- ◎ 点呼の執行体制を強化する。
  - ・ 配車掛等との連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
  - ・ 管理者による立会い点呼を定期的に実施する。
  - ・ 室内の照明等、適正な点呼執行場所を確保する。
- ◎ 酒気が残存する運転者に対しては、乗務禁止命令を厳正に行う。

## **6. 対面点呼が行えない場合の飲酒チェックの実施**

- ◎ 路線バスが無人車庫等運行管理者による対面点呼を行えない場所から出発する場合にあつては、携帯テレビ電話等とアラーム付アルコール検知器を併用して警告音と目視による確認を行うなど、チェック漏れのないようにする。
- ◎ 貸切バスが行先地の宿泊場所等運行管理者による対面点呼を行えない場所から出発する場合にあつては、可能な限り前述の路線バスの手段によることとするが、それが実施出来ない場合は、宿泊ホテル、添乗員等に協力を要請し、アルコール検知器の使用を確認する等、チェック漏れのないようにする。
- ◎ 都市間高速バスについては、出庫時・帰庫時のほか、中間地点における運転者交代時等にアルコール検知器を用いて随時チェックを実施する。
- ◎ 管理者による抜き打ち添乗を定期的に実施する。